

【別記 8】

重症心身障害者等施設整備事業

1 目的

この事業は、グループホームや通所事業所における重症心身障害者等に対応した施設や設備の整備に要する経費の一部を補助することにより、重症心身障害者等が利用できる施設の設置を促進することを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象事業者

下記アからエ：社会福祉法人等

(平成 17 年 10 月 5 日付け厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に規定される社会福祉法人等)

下記オ：滋賀県内で医療的ケア児者の受入れを行う施設を運営しようとする団体等

(2) 対象事業

ア 新規創設（社会福祉施設等施設整備費国庫補助金が採択された事業に限る）

(イ) 次の a から c のすべてに該当するグループホームを新規創設する場合の施設整備事業

a 機械設備を活用した入浴が可能な浴室と脱衣室を整備すること。(床面積：15 m²以上)

b 各居室等にスプリンクラーを設置するとともに、避難時の安全確保に配慮された構造となっていること。

c 電動車椅子等での生活を想定した十分な建物の広さと強度が確保されるとともに、住居内から公道への動線が確保されていること。

(ロ) 次の a から c のすべてに該当する生活介護事業所を新規創設する場合の施設整備事業

a 機械設備を活用した入浴が可能な浴室と脱衣室を整備すること。(床面積：45 m²以上)

b 災害時においても安全確保に配慮された構造（原則として平家建）や迅速に避難等が可能な人員体制を備えるとともに、定期的な避難訓練等の実施が計画されていること。

c 電動車椅子等での施設内移動を想定した十分な室面積や幅の通路等が確保されるとともに、各室から玄関を通過して公道に至るまでの動線が確保されていること。

イ 機械浴槽等設置

グループホームまたは生活介護事業所を整備する場合の入浴介助に必要な機械浴槽等設備の購入・設置事業（ただし、機械浴槽等設置に対し国庫補助制度がある場合は、本事業の対象としない。）

ウ グループホーム・生活介護事業所の改修および新規創設

次の a から c のすべてに該当するグループホーム・生活介護事業所において、強度

行動障害者の支援に必要となる個室（専用スペース）を設置するための改修事業および新規創設事業

- a 地域の自治体との間で、整備の必要性および運営について合意が形成されていること。
- b 重症心身障害者等の受け入れにあたって必要な、医療機関等の地域関係者とのネットワークが構築されていること。
- c 強度行動障害支援者養成研修または行動援護従業者養成研修を受講した（受講予定）の職員がいること。

エ 新規創設

次の a から c すべてに該当するグループホームを新規創設する場合の施設整備事業

- a 重度障害者（次のいずれかを満たす者を言う。障害支援区分 5 または 6 の者、障害支援区分の認定調査項目の内、行動障害に関連する項目が 10 点以上の者もしくは、療育手帳の障害程度 A 1 である者）の受入れに対応した施設であること。
- b 入居する障害者の地域での暮らしを支えるため、拠点となる施設等から人員面やケア面での必要な支援を受けることができること。
- c 地域住民との協働した農福連携や、地域の防災訓練への参加など地域住民との協働活動を実施すること。

オ 医療的ケアが必要な障害児・障害者（以下「医療的ケア児等」）への設備整備

医療的ケア児等の新たな受入れに必要となる設備整備、送迎用自動車や備品購入・設置事業